

競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程 施行細則

制定 平成19年3月14日

改正 平成20年7月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程第16条に基づき、告発等の取扱いに関して必要な事項を定める。

(対象となる競争的資金)

第2条 対象となる競争的資金は、政府及びこれに準ずる機関が交付する競争的資金とする。

(対象となる研究者)

第3条 対象となる研究者は、対象となる競争的資金の配分（分担研究を含む。）を受けて研究活動を行っている国土館大学（以下「本大学」という。）の専任教員及び研究科助手とする。

(対象となる資金配分機関)

第4条 対象となる本大学へ資金を配分する機関は、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及びこれに準ずる機関（以下「資金配分機関」という。）とする。

(調査委員会の委員等)

第5条 調査委員には当該調査分野の研究者又は専門的職業とする者であって本大学に属さない者を含めなければならない。

2 調査委員は、告発者及び被告発者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると告発された者をいう。）と直接の利害関係を有しない者とする。

3 本調査は、論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより実施する。この際、被告発者に弁明の機会を担保しなければならない。

4 調査委員会は、告発等に係る研究に関して、証拠となる資料等を保全する。

5 資金配分機関の求めがあれば、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出することができる。

(不正行為の認定及び報告)

第6条 調査委員会は、本調査の開始後、相当の期間（概ね150日）内に、不正行為が行われたか否かの結果、並びに、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその度合、論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定し、学長に報告しなければならない。

- 2 不正行為がなかったと認定される場合、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第7条 調査において、被告発者が疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的合理的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、その責によらない理由により、前項の基本的な要素を示すことが出来なくなった場合等正当な理由があると認められた場合を除く。

(調査結果の通知及び報告)

第8条 学長は、調査結果を告発者及び被告発者に通知し、資金配分機関に報告する。

- 2 調査の結果、悪意に基づく告発との認定があった場合は、学長は告発者の部署に通知する。

(不服申し立て)

第9条 不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その結果を受けて10日以内に不服申し立てができる。

- 2 不服申し立てを行う者は、不服の理由を明確にして文書で学長宛に申し立てることとする。
- 3 不服申し立ての審査は調査委員会が実施する。

(調査中における一時的措置)

第10条 本大学は、本調査の実施が決まった後、調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置)

第11条 本大学は、当該不正行為の被認定者に対し当該認定に係る競争的資金の使用中止を命ずるとともに、調査委員会の決定に基づき適切に処置し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告することができる。

(不正行為は行われなかったと認定された場合の措置)

第12条 本大学は、当該被告発者に不正行為はなかったと認定された場合、本調査に際して受け取った研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除し、名誉回復措置等を講じなければならない。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 7 月 30 日施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。